



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月14日火曜日 第702号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）… 223
- 指定自立支援医療機関の所在地の変更……………（ ）… 224
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（経営支援課）… 224
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 224

### 公 告

- 令和8年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等……………（行政経営課）… 224
- 令和8年度において県が発注する建設工事関連業務に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等……………（ ）… 229
- 第3次愛媛県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託……………（スマート行政推進課）… 232

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第319号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひめ薬局竹原店	松山市竹原2丁目3-9 ルポ マノワール1階	株式会社レフビック	松山市北井門1丁目15番38号	代表取締役 一色 耕 平	精神通院医療（薬局）	令和8年4月1日
もみじ薬局	松山市紅葉町2番47-7号	有限会社アネシス	松山市桑原四丁目13番4号	代表取締役 松山 喜 範	精神通院医療（薬局）	令和8年4月1日
石手ファミリークリニック	松山市紅葉町2-16	医療法人石手内科	松山市紅葉町2-16	理事長 河 邊 忠 郎	精神通院医療	令和8年4月1日
マック川東調剤薬局	新居浜市宇高町1丁目2-40	株式会社 大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊 藤 慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和8年3月30日
マック今治立花調剤薬局	今治市郷本町1-2-15	株式会社 大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊 藤 慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和8年3月30日
マック中之庄調剤薬局	四国中央市中之庄町573-18	株式会社 大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊 藤 慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和8年3月23日

#### ○愛媛県告示第320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社はるかぜ	香川県高松市鹿角町282-12	代表取締役 鈴木 良	訪問看護ステーションはるかぜ愛媛	東温市北方甲3115-2 貸家2号	精神通院医療	令和8年4月1日	

○愛媛県告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーションケアライン松山	松山市樟味四丁目12番18号	松山市鷹子町403-1	精神通院医療	令和8年3月16日

○愛媛県告示第322号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
スーパードラッグコスモス愛媛大洲店	大洲市東若宮18-1 外2筆	令和8年3月18日

○愛媛県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年4月14日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 尾 祐 紀 子	松山市平井町甲536番地
	住 家 祥 子	松山市平井町1125番地

公 告

○公 告

令和8年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に令和8年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事

- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事
- (29) 解体工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

(1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

エ 共同企業体要綱第23条から第27条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第28条第2項の通知を受けた地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形

又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

#### 4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

#### 5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

##### (1) 請求先

県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/89769.html>）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

##### (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参又は郵送により提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先については、別に公告するところによる。

#### 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

#### 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

(1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

(2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

#### 8 資格の効力

資格は、令和8年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体に係る資格は、それぞれ当該特定建設工事共同企業体又は当該地域維持型建設共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

#### 9 令和9年度及び令和10年度の資格審査

令和9年度及び令和10年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和8年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

#### 10 問合せ先

（制度全般）

愛媛県総務部総務管理局行政経営課

入札監理グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-968-2294

（申請・受付）

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

契約・建設業グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2643

## 別表（5関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-912-2643	県外
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896-24-4455（内線308、309）	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793-0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897-56-1300（内線408、448）	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794-8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898-23-2500（内線262、268）	今治市及び越智郡（上島町）
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790-8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089-909-8769（ダイヤルイン）	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡（松前町、砥部町）
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892-21-1210（内線415、416）	上浮穴郡（久万高原町）
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893-24-5121（内線304）	大洲市及び喜多郡（内子町）
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894-22-4111（内線406、407）	八幡浜市及び西宇和郡（伊方町）
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894-62-1331（内線134）	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895-22-5211（内線407）	宇和島市及び北宇和郡（松野町、鬼北町）
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895-72-1145（内線205）	南宇和郡（愛南町）

様式第1号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□—□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 ( ) — 番

参加を希望する工事種別

様式第2号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

## ○公 告

令和8年度において県が発注する建設工事関連業務（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に令和8年度の建設工事関連業務に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 業種区分

- (1) 測量業
- (2) 建築関係建設コンサルタント業
- (3) 土木関係建設コンサルタント業
- (4) 地質調査業
- (5) 補償関係コンサルタント業
- (6) その他建設工事関連業

## 2 建設工事関連業務に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

## 3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 1に掲げる業種の事業のいずれかを営む者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者

(ア) 知事の審査を申請する日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各事業年度における実績高の平均

(イ) 審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額

(ウ) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

イ 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、同要綱第10条第2項の通知を受けた共同企業体（当該共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 審査基準日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 所得税若しくは法人税若しくは特別法人事業税（本県分に限る。）若しくは地方法人特別税（本県分に限る。）又は消費税を滞納している者

エ 県税を滞納している者

## 4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

## 5 申請書類の入手方法及び提出方法

- (1) 入手方法  
次のいずれかの方法による。  
ア 県のホームページ（<https://www.prefehime.jp/site/nyusatsu/89770.html>）からダウンロードする。  
イ 10(1)の提出先に請求する。

- (2) 提出方法  
持参又は郵送により10(1)の提出先に提出するものとする。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、共同企業体に係る申請書類の入手方法及び提出方法については、別に公告するところによる。

## 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

## 7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

## 8 資格の効力

資格は、令和8年度の建設工事関連業務に係る競争入札等について効力を有する。ただし、共同企業体に係る資格は、当該共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

## 9 令和9年度及び令和10年度の資格審査

令和9年度及び令和10年度の建設工事関連業務に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和8年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 10 申請書類の提出先及び問合せ先

- (1) 申請書類の提出先及び申請受付に関する問合せ先  
愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089-912-2643
- (2) 制度全般に関する問合せ先  
愛媛県総務部総務管理局行政経営課入札監理グループ  
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089-968-2294

様式第1号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□ - □□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 ( ) - 番

参加を希望する業種区分

様式第2号（7関係） 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

業 種 区 分	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

## ○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和8年4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 業務概要

## (1) 業務名

第3次愛媛県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託

## (2) 業務内容

第3次愛媛県自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

## (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 2 参加資格及び評価項目

## (1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## (2) 技術提案書を特定するための評価項目

## ア 全体方針

全体最適を見据えたプロジェクト推進手法及び将来の環境変化に対応する設計の柔軟性

## イ 機能要件

各要件に係る実現方法の妥当性

## ウ 移行要件

次期システムへの移行に係る基本方針、スケジュール並びに参加団体の役割分担及び負担軽減の仕組みの妥当性

## エ 運用要件

運用監視におけるのインシデント対応の実効性及び参加団体の運用支援策

## オ 事業遂行体制

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績及び業務の実施体制の妥当性

## カ 価格

移行費用及びサービス利用費用の経済性

## 3 手続等

## (1) 担当部局

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912-2289

## (2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

## ア 期間

令和8年4月14日（火）から4月28日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3

号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

無料にて交付する。

## (3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

## ア 期限

令和8年4月28日（火）午後5時15分

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

## (4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

## ア 期限

令和8年6月1日（月）午後5時15分

## イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

## 4 その他

## (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912-2289

## (4) その他

詳細は、説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Migration of 3rd Ehime local government information security cloud, 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 28 April 2026  
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 1 June 2026

(3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Smart Administrative Computerization Group, Smart Administrative Promotion Division, Digital Strategy Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
Tel 089-912-2289